

別表第十八号(第76条第3項第2号、第81条の2第2項第1号関係)

許可及び確認を要しない電気通信設備の軽微な変更

許可及び確認を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更及び設備等維持業務を他人に委託する場合における電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 1 基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために準拠する送信の標準方式に係る変更を伴わないこと。 2 予備の装置の追加その他の当該電気通信設備が第4章第5節第1款に定める技術基準に引き続き適合することが明らかな変更であること。
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備	次に掲げる条件のいずれかに適合する場合に限る。 1 設備等維持業務の委託を解除し、当該設備等維持業務を基幹放送局の免許人自らが行う場合の変更であること。 2 設備等維持業務の委託先に変更がない場合であつて、当該設備等維持業務を委託する電気通信設備の範囲を縮小する変更であること。 3 予備の装置を追加する場合であつて、当該装置の設備等維持業務の委託先が主装置の設備等維持業務と同じ場合の変更であること。 4 委託して行わせる設備等維持業務の範囲の変更であること。